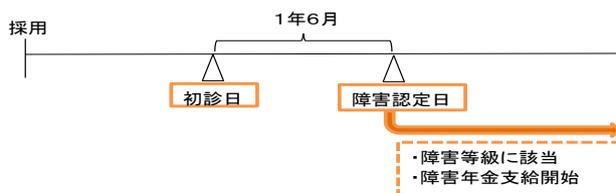


障害厚生年金について

障害厚生年金は、組合員が在職中に初診日のある病気やケガ等によって、障害等級 1 級から 3 級に該当する障害の状態になった場合に請求することが可能です。

受給要件（次の 1 から 3 の要件を満たす必要があります。）

- 1 在職期間中に初診日があること
- 2 障害認定日において障害等級 1 級～3 級に該当すること
- 3 初診日の前日において保険料納付要件を満たしていること
 - * 初診日・・・障害の原因となった病気やケガ等により、初めて医師の診断を受けた日をいいます。
 - * 障害認定日・・・原則、初診日から 1 年 6 月を経過した日をいいます。ただし、特例症例の場合で、下表の右の日が初診日から 1 年 6 月を経過した日より早いときは、その日が障害認定日となります。
 - * 障害等級・・・共済組合が認定する等級です。（障害者手帳の認定基準とは異なります。）なお、1 級または 2 級の場合には、国民年金制度から「障害基礎年金」が併せて支給されます。

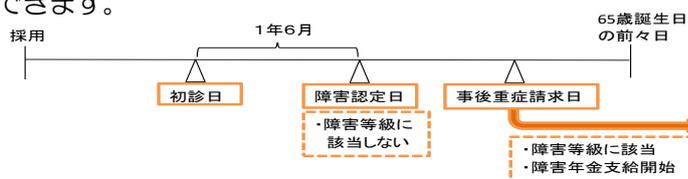


【主な特例症例】

症例の現象	障害認定日となる可能性のある日
① 上肢・下肢の切断・離断	切断・離断した日
② 人工骨頭、人工関節挿入、置換	挿入・置換の日
③ 心臓ペースメーカー、人工弁の装着	装着した日
④ 人工透析療法の施行	透析開始から 3 か月を経過した日
⑤ 人口肛門を造設、尿路変更術を施行	造設、施行した日から 6 か月を経過した日
人口膀胱を造設	造設した日
⑥ 喉頭の全摘出	全摘手術をした日
⑦ 在宅酸素療法の実施	在宅酸素療法を開始した日

事後重症制度

障害認定日において障害等級に該当しない場合でも、その後に傷病の症状が進行し、65 歳に達する前日（65 歳の誕生日の前々日）までに障害等級 1 級から 3 級に該当する障害状態になった場合は、障害厚生年金を請求することができます。



請求手続きについて

障害厚生年金は在職中でも請求することが可能です。障害厚生年金の請求をお考えの際は、事前に公立学校共済組合広島支部（長期給付係）へ連絡してください。